の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

f　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

C'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c'＋ d'）× 1.060

算式の符号

c'　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

d'　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

D　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「地方税法第 37 条の２第１項第３号及び第４号又は第 314 条の７第１項第３号及び第４号に規定する寄附金に係るもの」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に 1.000（ただし、東京都にあつては 1.043）を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D'　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額から市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「地方税法第 37 条の２第１項第３号及び第４号又は第 314 条の７第１項第３号及び第４号に規定する寄附金に係るもの」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額を控除した額に 1.000 を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.019 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E'　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額に 1.019 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　地方税法附則第 5 条の 4 及び第 5 条の 4 の 2 の規定に基づく当該年度の 5 月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県の額

G　市町村税課税状況調第 20 表の表側「平成 28 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「平成 29 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 0.982 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 0.667 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五

額

H　改正前の省令第 18 条第３項第１号算式の符号Ｂの額